

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文の正誤

(赤字の部分が本正誤表の修正部分)

正		誤	
<p>【P. 43】</p> <p>○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（附則第四条第三号関係）</p> <p style="text-align: center;">(傍線の部分は改正部分)</p>		<p>【P. 43】</p> <p>○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（附則第四条第三号関係）</p> <p style="text-align: center;">(傍線の部分は改正部分)</p>	
改正案	現行	改正案	現行
<p>(信用協同組合)</p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二</u>条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつ</p>	<p>(信用協同組合)</p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二</u>条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつ</p>	<p>(信用協同組合)</p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二</u>条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつ</p>	<p>(信用協同組合)</p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二</u>条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつ</p>

<p>て内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>て内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>て内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>て内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>
--	--	---	---

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案参照条文の正誤

(赤字の部分が本正誤表の修正部分)

正	誤
<p>【P. 33】</p> <p>◎自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄） （都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）</p> <p>第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。</p> <p>2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。</p> <p>【P. 39】</p> <p>◎中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄） （信用協同組合）</p> <p>第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一～十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>【P. 33】</p> <p>◎自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄） （都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）</p> <p>第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。</p> <p>2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。</p> <p>【P. 39】</p> <p>◎中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄） （信用協同組合）</p> <p>第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一～十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第十号及び第十五号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十八～二十四（略）</p> <p>3～8（略）</p>